

自治労神奈川県公営企業労働組合規約

第一章 総 則

(名称及び所在地)

第一条 この組合は、上部団体として全日本自治団体労働組合（略称「自治労」という）に加盟し、自治労神奈川県公営企業労働組合（略称「自治労神奈川県公企労」と称し、以下「組合」という）と称す。

2 この組合の主たる事務所を横浜市中区山下町五十七番一におく。

(目 的)

第二条 この組合は、組合員の強固な団結の力によって綱領の実現をめざし、組合員の生活権よう護、労働条件の改善、社会主義、公営企業の民主的発展を期することを目的とする。

(活動及び事業)

第三条 組合は、前条の目的を達成するため次の活動及び事業（以下「活動等」という）をおこなう。

組合員の賃金、労働時間その他の労働条件の改善のための活動

組合員の共済、福利厚生のための事業

組合員の文化、知識、技能等の向上のための活動

組合組織の強化、発展のための活動

社会、政治問題の階級的活動

県政の民主化および公営企業の民主的運営のための活動

その他必要な事項

(支部および分会)

第四条 この組合は（以下支部・分会との関係では「本部」という）に支部および分会をおく。支部および分会の廃置分合は、中央委員会で決定する。

2 支部および分会の運営は、別に定める「支部・分会運営規程」による。

第二章 組合員

(組合員の範囲)

第五条 この組合は、神奈川県企業庁に勤務する者（臨時的任用職員、非常勤職員およびアルバイトを含む）、関連企業に勤務する者および大会または中央委員会が認めた者を構成員とする（以下「組合員」という）。ただし地方公営企業労働関係法第五条第二項に規定する者（以下「管理職等」という）を除く。

2 現に組合員であって組合活動をおこなったことにより企業庁職員でなくなった者は、大会または中央委員会の承認をえて、引きつづき組合員の資格を有するものとする。

(加 入)

第六条 組合に加入しようとする者は、労働組合加入申込書に必要事項を記入し、分会長を経由して執行委員長に提出するものとする。

2 組合員の資格は加入申込書を執行委員長が受理したときから生ずる。

(組合員の平等)

第七条 組合員は、この規約及び諸規程のもとにすべて平等の権利を有し、年齢、性別、門地、身分、人種、思想、言論、宗教、政治的信念等によって差別または不利益な取り扱いを受けることはない。

(組合員の権利)

第八条 組合員は、次の権利を有する。

規約及び規程の制定権並びに改廃権

選挙権、被選挙権および改選請求権

組合の活動に参加し、または意思表示並びに議決に参加する権利

組合財産共有の権利

会計書類の閲覧および会計監査を請求する権利

その他規約、規程および会議等の決定による権利

(組合員の義務)

第九条 組合員は主に次の義務を負う。

規約および規程を遵守すること。

大会および各委員会等の議決並びに決定に服すること。

会議および動員等に参加すること。

組合費及び賦課金を決定された方法により納入すること。

(脱 退)

第十条 組合を脱退しようとする者は、脱退届に必要な事項を記入し、分会長および支部長を経由して、執行委員長に提出する。組合員としての資格は、執行委員長が受理したときからそう失する。

2 組合を脱退した者は、今後一切の組合の行なう活動等に参加し、受益することができない。現に活動等に参加している者は脱退届を受理された日から除外される。

3 組合に債務を有する者は、この履行後でなければ脱退を申し出ることができない。

(資格の消滅)

第十一条 組合員は、前条による脱退のほか次にかかげる場合にその資格を失う。

退職、死亡、異動等により企業庁職員または関連企業の職員でなくなったとき。

第五条ただし書きの規定に該当する場合。

除名および権利停止の期間

2 前項に該当する者で現に活動等に参加している者は、執行委員会の必要と認める期間継続して参加することができる。

第三章 機 関

(議決機関)

第十二条 組合に次の議決機関を置く。

大 会
中央委員会

(大会)

第十三条 大会は、この組合の最高議決機関であって、この種類は、定期大会および臨時大会とする。

2 定期大会は、毎年原則として十月に執行委員会が召集する。

3 臨時大会は、次の場合に開催する。

組合員の十分の一以上の要求があったとき。

中央委員会の要求があったとき。

執行委員会が特に必要と認めるとき。

(大会の構成)

第十四条 大会は代議員と本部役員（本部の会計監査を含む）をもって構成する。

2 代議員の定数は、分会単位とし、組合員十名につき一名とする。ただし、端数については、六名以上につき一名を加え、五名以下は切捨てる。

(大会の成立及び議決)

第十五条 大会は、代議員の三分の二以上の出席によって成立する。

2 大会の議決は、出席代議員の過半数をもって成立する。

(大会の審議及び議決事項)

第十六条 大会は、次の事項を審議し、議決する。

組合の運動方針

活動経過

組合費の額

組合の予算及び決算

他団体（協議体を含む）への加盟および脱退

組合規約の改廃

組合員の賞罰

組合の解散

その他必要な事項

(全員投票)

第十七条 前条各号に定める議決事項のうち、第四十七条に定める場合のほか、特に大会の決定がある場合は、全員投票による批准手続きを必要とする。

2 全員投票に付した案件は、全組合員による直接無記名投票により、全組合員の過半数の賛成を得たとき成立する。

3 全員投票についての必要な事項は、別に定める「選挙管理規程」による。

(中央委員会)

第十八条 中央委員会は、大会につぐ議決機関であって、中央委員と本部役員（本部の会計監査を含む）をもって構成する。

2 中央委員会は、原則として三ヶ月に一回開催するものとし、執行委員長が召集する。ただし、執行委員長または中央委員の四分の一以上の要求があった場合には、すみやかに開催しなければならない。

（中央委員会の定数および任期）

第十九条 中央委員は、次のとおりとする。

支部三役

各分会一名。ただし、組合員が五十名をこえる場合は、五十名ごとに一名加える。

（端数は十九捨二十入）

2 中央委員の任期は、一年とする。ただし、再選を妨げない。補充のため選出された者の任期は、前任者の残任期間とする。

（中央委員会の議決事項）

第二十条 中央委員会は、次の事項を審議し、議決する。

大会の委任事項

重要な闘争、運営方針

活動経過

予算の補正

規程の制定または改廃

組合員の懲罰

公認会計士の委嘱

その他必要な事項

（執行機関）

第二十一条 組合の執行機関として、執行委員会をおく。執行委員会は、本部役員をもって構成する。

（執行委員会）

第二十二条 執行委員会は、大会および中央委員会の議決事項を執行し、その他必要な組合の運営及び活動等を行う。ただし、執行委員会の処理事項については、次期大会または中央委員会に報告し、承認を求めなければならない。

（執行委員会の招集）

第二十三条 執行委員会は、必要に応じて執行委員長が招集する。

（専門部）

第二十四条 執行委員会は、組合活動の専門的、能率的遂行のため、専門部を設置する。専門部の分掌、運営、その他は別に定める「専門部運営規程」による。

（闘争委員会）

第二十五条 組合の闘争機関として、闘争委員会をおく。闘争委員会は、本部役員及び闘争委員をもって構成する。

2 闘争委員会は、重要な闘争のつど開催するものとし、闘争委員会の組織、運営、その他については、別に定める「闘争委員会規程」による。

(その他の委員会等)

第二十六条 大会または中央委員会の決定により、各種委員会、協議会、部会等を設置することができる。

(戦術会議)

第二十七条 闘争委員会または執行委員会は、特に組合活動のじん速、円滑処理および運営をはかるため、次の各号に定める会議を設置することができる。ただし、いかなる場合でも大会または中央委員会の権限をこえてはならない。

拡大戦術会議

戦術会議

2 拡大戦術会議の構成は、本部役員および支部代表二名をもって構成する。ただし、特に必要な場合は、委員会等の代表を加えることができる。

3 戦術会議は、本部役員および支部代表一名を持って構成する。

(支部長会議等)

第二十八条 組合活動の円滑な運営をはかるため、執行委員長は、支部長会議、分会長会議、職場代表者会議等を招集することができる。

第四章 役員等

(役員の種類等)

第二十九条 組合の本部に次の役員をおく。

執行委員長 一名

副執行委員長 若干名

書記長 一名

書記次長 一名

執行委員 若干名

特別執行委員 若干名

会計監査 若干名

2 前項一号から五号まで(この規約において「本部役員」という)のうち、組合に専従する者を若干名おく。

3 専従役員の種類および員数については、大会で決定する。

4 二号および五号並びに七号の役員の定数については、中央委員会で定める。

(役員の任期)

第三十条 役員(特別執行委員を除く)はおおむね二年とし定期大会の翌日から始ま

り翌々年の定期大会の日までとする。ただし、再選は妨げない。

2 欠員のため、補充される役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の選出および改選請求)

第三十一条 役員は、全組合員の直接無記名投票によって、組合員のうちから別に定める「選挙管理規程」により選出する。ただし、特別執行委員は、組合の推せんにより、組合員から公職の議員になった者および上部団体役員に就任した者のうちから大会または中央委員会において認免する。

2 役員(特別執行委員を除く)のうち、役員として不適当な者として組合員総数の一割以上の署名とその理由を附した、改選請求があった場合、選挙管理委員会は、選挙管理規程により信任投票を行なう。この場合、選挙管理委員会は、当該役員に全組合員に対する弁明の機会を与えるものとする。

(役員の任務)

第三十二条 役員の任務は、次のとおりとする。

執行委員長は、組合を代表し統轄する。

副執行委員長は、執行委員長を補佐し、執行委員長に事故あるときは職務を代行する。

書記長は、執行委員長の指揮を受け、企画立案並びに執行業務の調整にあたり、書記局を統轄する。

書記次長は、書記長を補佐し、書記長に事故あるときは書記長の職務を代行する。

執行委員は、執行委員会の業務を分担し、専門部の運営を行う。

特別執行委員は、執行委員会の業務に参画する。

会計監査は、会計の監査する。

(その他役員)

第三十三条 第二十九条に定める役員のほか、組合の協力、相談等を特に必要とする場合、大会の決定により顧問および相談役をおくことができる。

(上部団体等の役員)

第三十四条 本部役員が上部団体、他団体、協議会等の役員に就任する場合、大会または中央委員会の承認を必要とする。

ただし、緊急やむを得ない場合は、執行委員会の判断により処理し、事後に承認を受けるものとする。

(書記局)

第三十五条 組合の業務を処理するため書記局を設置し、若干名の書記をおくものとする。

2 書記の員数は、中央委員会で決定する。

(書記の任務及び身分)

第三十六条 書記は専門部の業務を分掌する。

2 書記の身分、労働条件その他は別に定める。

(役員等の業務)

第三十七条 役員および書記は、常に自己の任務を誠実にを行うよう心掛けるとともに、職務上知り得た秘密を漏らし組合の正常な運営を阻害してはならない。

第五章 会計

(組合経費)

第三十八条 組合の経費は、組合費、事業収入および雑収入等をもってまかなう。

(組合費)

第三十九条 組合費は、普通組合費、臨時組合費、救援積立金および支部費とする。

2 普通組合費は、負担金、闘争費、事業費、書記局の人件費等組合の一般的な費用に使用する。

3 救援積立金は、積立金会計を設け、組合活動による犠牲者の救援にあてる。

4 臨時組合費は、特に重大な闘争その他の理由により、諸経費の臨時的支出について、普通組合費または救援積立金その他の収入をもってあてることが困難または適切でない場合に限り、臨時に徴収する。

(組合費の額)

第四十条 組合費の額及び徴収方法は、大会で決定するものとする。ただし、臨時組合費は、中央委員会の決定により徴収することができる。

(任意カンパ)

第四十一条 特別の事由により任意カンパを行なう必要がある場合は、執行委員会の決定により行なうことができる。

(会計年度)

第四十二条 組合の会計年度は、毎月九月一日に始まり翌年八月三十一日に終る。

(会計の設置)

第四十三条 会計の種類は、一般会計および特別会計とする。

2 一般会計は、経常の組合活動の収支を計理する。

3 特別会計は、第三十九条第三項(救援積立金会計)のほか、特別の事由により一般会計で計理することが適切でない場合、中央委員会の承認を得て設定することができる。

第四十三条の二 組合会計の決算報告は、毎年会計監査を受けて、大会に提案し承認を受けなければならない。

2 決算報告書は、すべての財源および用途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示すものとし、中央委員会によって委嘱された公認会計士の資格がある会計監査人による正確であることの証明書を添付しなければならない。

(財政・会計規程)

第四十四条 組合の財政および会計に関する事項は、この規約に定めるもののほか「財政・会計規程」、「給料・手当および旅費等支給規程」による。

第六章 賞 罰

(表 彰)

第四十五条 組合員で組合に貢献し、特に功労のあった者は、大会で表彰することができる。

2 前項の表彰については、別に定める「表彰規程」による。

(懲 罰)

第四十六条 次の各号の一に該当する者は、機関の決定により、処罰を受けるものとする。

組合の名誉を汚し、または組合の団結、統制を著しくみだしたとき。

組合に対して故意に損害をおよぼしたとき。

2 前項の懲罰については、別に定める「懲罰規程」による。

第七章 規約改正および上部団体加入・脱退並びに組合解散の手續

(規約改正等)

第四十七条 この規約の改正および上部団体の加入または脱退並びに組合解散については、大会の審議を経た後、組合員の直接無記名投票により全組合員の過半数の承認を受けなければならない。

2 前項の投票方法その他必要な事項は第十七条第三項に準ずる。

附 則

この規約は 1962 年 4 月 30 日から施行する。(結成大会)

附 則

この規約は 1963 年 8 月 1 日から施行する。(1963 年 7 月全員投票改正)

附 則

この規約は 1964 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第二十三条の役員任期にかかる部分は、1965 年から適用する。(1964 年 7 月全員投票改正)

附 則

この規約は 1966 年 8 月 1 日から施行する。(1966 年 7 月全員投票改正)

附 則

この規約は 1969 年 4 月 1 日から適用する。(1968 年 7 月全員投票改正)

附 則

この規約は 1971 年 6 月 1 日から適用する。(1971 年 5 月全員投票改正)

附 則

この規約は 1977 年 12 月 1 日から適用する。(1977 年 11 月全員投票改正)

附 則

この規約は 1979 年 3 月 20 日から施行する。(1979 年 3 月全員投票改正)

附 則

この規約は 1981 年 4 月 1 日から適用する。(1981 年 3 月全員投票改正)

附 則

この規約は 1983 年 3 月 22 日から適用する。(1983 年 3 月全員投票改正)

附 則

この規約は 2000 年 11 月 10 日から適用する。(2000 年 11 月全員投票改正)

